

支給認定(新規)申請に必要な書類・記入例

①～③と医療費申告書(次頁)の様式は各保健所で配布しているほか、埼玉県ホームページからもダウンロードできます。

【支給認定申請にあたって全員が提出する必要書類】

①	指定難病の医療給付に係る支給認定申請書	控えが必要な場合は御自身で申請書のコピーを取ってください。
②	難病指定医が作成した臨床調査個人票(診断書)	難病指定医の署名又は記名押印、指定番号の記載があるか確認してください。
	<p>難病指定医は、都道府県知事が指定を行った医師です。(各都道府県のHP等で確認できます。) 新規の支給認定申請に必要な臨床調査個人票を作成できるのは難病指定医だけです。 (埼玉県の難病指定医一覧) http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/index.html</p>	
③	高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書	自署または記名押印が必要です。
4	世帯員全員の記載がある住民票	申請時の世帯員全員の記載があるものを御提出ください。
5	自己負担上限月額算定に必要な書類(生活保護受給者・境界層該当者は提出不要)	
	患者が加入している健康保険によって異なりますので、次頁の【注意事項】と下の表を確認の上、御提出ください。	
	患者が加入している健康保険	区分ごとの対象者と提出書類
	国民健康保険(市町村) 後期高齢者医療広域連合 国民健康保険組合 土建国保、建設国保、医師国保、歯科医師国保、薬剤師国保、税理士国保など	①患者及び②患者と同じ健康保険に加入している方全員※1の 健康保険証のコピー 市町村・県民税課税(非課税)証明書※2 【①②全員が市町村民税非課税の場合に提出する書類】 申請者(患者又は保護者)の 市町村・県民税課税(非課税)証明書(①②と重複する場合は不要) 遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー 国民健康保険組合に加入しており、次のア～ウすべてに該当する場合に提出する書類 ア 患者の年齢が70歳以上 イ 上記①②の全員が市町村民税非課税 ウ 上記①②の中に公的年金受給者がいる ・上記①②のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票
上記以外の健康保険 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などの被用者保険	患者の健康保険証のコピー 被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書 【被保険者が市町村民税非課税の場合に提出する書類】 申請者(患者又は保護者)の 市町村・県民税課税(非課税)証明書(被保険者と同一人の場合は不要) 遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー 次のア・イすべてに該当する場合に提出する書類 ア 患者が70歳以上75歳未満 イ 被保険者及び被扶養者全員が市町村民税非課税 ・被扶養者全員の市町村・県民税非課税証明書 ・被保険者、被扶養者のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票	
※1 患者が18歳未満で保護者が後期高齢者医療広域連合に加入している場合は、保護者の書類も提出。 ※2 義務教育修了前の児童で証明書記載の扶養人数に含まれている方は省略可です。		

【該当する方のみ提出する必要書類】

軽症者特例に該当する者として申請する場合 ※詳細は6頁をご覧ください。	医療費申告書(少なくとも3箇月分。) 領収書(記載する医療費に係るもの。コピー可。)	
人工呼吸器等装着者として申請する場合 ※必要な要件は8頁をご覧ください。	前頁②の「臨床調査個人票」の人工呼吸器等に係る欄の記載が必要です。(難病指定医に記載を依頼してください。)	
① ② いずれか	①生活保護受給者の場合	申請者(患者又は保護者)の生活保護受給証明書
	②境界層該当者の場合	福祉事務所長が発行した境界層該当証明書(指定難病の患者に係る特定医療費)
	※①②に該当する方が健康保険に加入している場合は、「高額療養費に係る所得区分照会に必要な書類」も必要です。(詳細は各保健所の窓口にお問合せください。)	
患者と同じ健康保険に加入している方が指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者(申請中を含む)の場合	御家族の「指定難病または小児慢性特定疾病にかかる医療受給者証」のコピーなど	
患者が介護保険サービスを利用する場合	患者の介護保険被保険者証のコピー	

【注意事項】

証明書類は支給認定申請を行う時期によって必要年度、必要年が異なります。

証明書類の種類	申請する時期
市町村民税・県民税課税(非課税)証明書 ※	4月1日から6月30日まで… <u>前年度分</u> の証明書 7月1日から3月31日まで… <u>申請する年度分</u> の証明書
公的年金等源泉徴収票 遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー	1月1日から 6月30日まで… <u>前々年分</u> のもの 7月1日から12月31日まで… <u>前年分</u> のもの

市町村・県民税課税(非課税)証明書

- 「収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額(所得割、均等割)等のすべてが明記されている証明書」を取得してください。
- 市町村窓口では発行手数料がかかります。(申請者の負担になります。)
- 市町村の証明書には複数の種類があります。必要な書類がどれかわかりづらい場合はこのページを市町村窓口に提示してください。

申請手続中(受給者証交付前)に変更があった場合

次の①～③の変更が生じた場合は、すみやかに申請を行った保健所に次の書類を御提出ください。

- ① 加入する健康保険が変更になったとき
 - ・保険者に対する高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書
 - ・自己負担上限月額算定に必要な書類(前頁9)
- ② 氏名が変更になったとき
 - ・変更後の氏名が確認できる書類(住民票、運転免許証などのコピー)
- ③ 県内で転居したとき
 - ・転居先が確認できる書類(住民票、運転免許証などのコピー)

※ 県外へ転居したときはすみやかに申請を行った保健所に御連絡ください。